

3 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第8条に基づく本人外収集の制限及び同第9条に基づく目的外提供の制限

子教第21号
平成17年4月22日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁

平成16年12月28日付け諮問案件の取り下げについて

平成16年12月28日付けで貴審議会に諮問した案件を取り下げますので、よろしくお取り計らいください。

(2) 条例第 8 条に基づく本人外収集の制限

子教第 2 2 号
平成 1 7 年 4 月 2 2 日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁

神奈川県個人情報保護条例第 8 条第 3 項に定める個人情報の本人外収集について
(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号に基づく別添事案(第 2 号様式)
に係る個人情報の本人外収集について、御審議いただきたく、諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【教育委員会】

(第2号様式)

条例第8条第3項第6号の規定に係る本人外収集該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区 分	個別	案件番号	2 3
所 管 室 課 所 名	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校			
主 管 室 課 名	子ども教育支援課			
事 務 の 名 称	児童・生徒指導事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	県立学校が警察から収集する児童生徒の個人情報の取扱いに係る実施要領			
事 務 の 目 的	児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成			
対象となる個人の類型	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童生徒の個人情報			
本人以外から収集する個人情報の項目名	児童生徒の氏名、児童生徒の逮捕及び身柄通告に係る情報(逮捕及び身柄通告の発生日時、逮捕及び身柄通告に至った事由)、児童生徒の犯罪行為等に係る事実の概略			
本人以外から収集する場合の収集先	県警察本部、県内に所在する警察署			
理由(本人以外から収集する必要性等)	<p>本事務は、問題行動に関わる個々の児童生徒に対して、学校と保護者と警察が連携することにより、当該児童生徒の指導、支援、安全確保及び健全育成を図るものである。</p> <p>現状においては、児童生徒が学校外で問題行動に関わり警察により逮捕及び身柄通告された場合や、違法行為を繰り返し、警察に補導された場合、警察から学校に対してその事実を知らせることはなく、また当該児童生徒及び保護者も学校から処分されることを危惧し、多くの場合は学校に事実を告げることはない。このため学校はそのような事実を知ることができず、本来行うべき立ち直りに向けた指導や支援を行うことができていない。</p> <p>しかし、逮捕や身柄通告された場合、学校が警察から情報の提供を受けることにより、警察による指導だけでなく、家庭と学校がそれぞれの役割のもとで連携し、早期に効果的な方策を講じて立ち直りの指導や支援を行い、当該児童生徒の健全育成を図ることが可能となる。</p> <p>また、学校外で違法行為を繰り返している生徒についても、学校が警察から情報の提供を受けることにより、学校、家庭、警察が連携して必要な指導を行い、さらなる問題行動を未然に防止することができる。</p> <p>このような情報は本来、当該児童生徒または保護者から学校に提供されるものであるが、児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、警察や家庭だけではなく、学校が積極的に連携して効果的な指導、支援を行うためこれらの情報を学校が警察から収集するということが本事務の趣旨である。</p>			
条例第8条第4項の規定による本人通知	する しない			

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

教育委員会の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定に基づき、平成17年4月22日付け子教第22号をもって諮問のありました「児童・生徒指導事務」に係る個人情報の本人外収集の取扱いについては、審議の結果、個人情報保護の観点から懸念される点も認められるため、次の事項に関し、個人情報の保護に万全を期すことを条件として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 目的の範囲に限定した収集と利用

(1) 収集

警察から児童・生徒の個人情報を収集するに当たっては、収集の範囲（とくに「違法行為を繰り返している事案」）について、学校が主体的に判断し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成という目的を逸脱することのないよう、児童・生徒の立場にたって十分配慮した運用を行うこと。

(2) 利用

収集した児童・生徒の個人情報を利用するに当たっては、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成という目的を達成するために、必要な範囲に限って利用し、学校教育法に定める懲戒その他の不利益を児童・生徒に加えるために利用しないこと。

2 個人情報の適正な管理

個人情報の適正な管理については、もとより条例において規定されているところであるが、警察から収集した児童・生徒の個人情報が漏えいするようなことはあってはならないことであり、その管理については万全を期すこと。

3 自己情報コントロール権への配慮

保護者への連絡等、収集した個人情報の利用に当たっては、児童・生徒の自己情報コントロール権に十分配慮した運用を行うこと。

4 児童・生徒等への説明

実施要領に基づく取扱いを始めるに当たっては、児童・生徒、保護者をはじめとする県民に対して、その趣旨及び内容を十分に説明するとともに、理解を得るよう努めること。

本答申に当たっては、反対の意見もあったことを付記します。

(3) 条例第 1 0 条に基づくオンライン結合の制限 (類型諮問)

情公第 4 号

平成 1 7 年 4 月 2 6 日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供について (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【知事】

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	類型	案件番号	12
所管室課所名	各課所			
主管室課名	県土整備経理課			
事務の名称	電子入札に関する事務			
事務の目的	入札参加者の利便性の向上、入札手続きにおける透明性の確保及び事務処理の効率化を図るため、入札に係る一連の手続きを電子化し、事業者がインターネットを介して申請や入札に参加できるようにする。なお、競争入札参加資格認定申請については、平成17年10月から運用を開始するとともに、電子入札については、平成17年度後半から試行を開始し、平成18年度から運用を開始する。			
オンライン結合の内容	共同運営に参加する実施団体が、電子入札システムで蓄積された契約実績データと外部機関が販売提供する技術者情報及び工事等実績情報を用いて、監理技術者の専任性の確認や手持ち工事等の重複確認を行うため、電子入札システムで蓄積された契約実績データを相互に参照できるようにする。			
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格 申請担当者情報(企業内担当者) ・工事請負契約等における現場代理人、主任技術者、監理技術者等 			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> ・申請担当者メールアドレス等 ・技術者氏名、生年月日、資格、技術者証番号、従事期間等 			
提供の相手先	共同運営参加に参加する市町村及び一部事務組合			

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年4月26日付け情公第4号をもって諮問のありました「電子入札に関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により、電子入札システムの共同運営に参加する市町村等の実施団体に、監理技術者の専任性の確認や手持ち工事等の重複確認を行うことができるよう、外部機関が販売提供する技術者情報及び工事等実績情報並びに電子入札システムで蓄積された契約実績データに含まれている個人情報を提供するに際して、これに含まれている個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

「電子入札に関する事務」については、提供の相手方である市町村等に対して、個人情報保護のために必要な制度を整備することや適切な措置を講じることを求め、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が、入札に係る一連の手続を電子化し、事業者がインターネットを介して申請や入札に参加できるようにすることによって、入札参加者の利便性の向上と入札手続における透明性の確保及び事務処理の効率化を図るものであること。
- (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (3) 「オンライン結合の基準」に定める要件を具備するものであること。

(4) 条例第 1 0 条に基づくオンライン結合の制限 (類型諮問)

情公第 5 号

平成 1 7 年 4 月 2 6 日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供について (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【知事】

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

		区分	類型	案件番号	13
所管室課所名	各室課所				
主管室課名	出納局指導課				
事務の名称	県税、使用料及び手数料に関する事務				
事務の目的	平成17年12月導入予定のマルチペイメントネットワークは、県と金融機関をつなぐネットワークであり、これまで金融機関や県の窓口に出向いて納付していた県税や手数料等をインターネットや携帯電話等を利用して納付できるようにするもので、債権管理を迅速化するとともに、県民の利便性を図る。				
オンライン結合の内容	金融機関は、県民が支払うべき税や手数料等の納付に関する情報が登録された県の通信サーバにアクセスし、納付情報を引き出す。				
対象となる個人の類型	県民等				
提供する個人情報項目名	納付者氏名、納付金額、納付内容等				
提供の相手先	金融機関				

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年4月26日付け情公第5号をもって諮問のありました「県税、使用料及び手数料などの収入事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、県と金融機関をつなぐマルチペイメントネットワークに接続するという特定の形態により、金融機関に、県民が支払うべき税や手数料等の納付に関する情報を提供するに際して、これに含まれている個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

「県税、使用料及び手数料などの収入事務」については、提供の相手方である金融機関に個人情報を適切に取り扱うために必要な措置を講じることを求め、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が、県と金融機関をつなぐマルチペイメントネットワークにより、これまで金融機関や県の窓口に出向いて納付していた県税や手数料等をインターネットや携帯電話等を利用して納付できるようにすることにより、債権管理を迅速化するとともに、県民の利便性を図るものであること。
- (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (3) 「オンライン結合の基準」に定める要件を具備するものであること。神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年4月26日付け情公第4号をもって諮問のありました「電子入札に関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 改正前の条例第 2 6 条に基づく自己情報の取扱いの是正の申出

平成 1 7 年 6 月 3 0 日

神奈川県個人情報保護審議会会長 殿

神奈川県教育委員会

自己情報の取扱いの是正に係る諮問について

平成 1 7 年 3 月 2 8 日付で提出された「自己情報の取扱是正申出書」(交付番号第 2 - 1 0 8 号 ~ 1 1 2 号) 及び、平成 1 7 年 3 月 3 1 日付けで提出された「自己情報の取扱是正申出書」(第 2 - 1 1 9 号) に関して、神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (平成 1 7 年神奈川県条例第 3 0 号) 附則第 2 号により、なお従前の例によるとされる神奈川県個人情報保護条例第 2 6 条第 5 項に基づき調査を行ったので、別紙により貴審議会に諮問いたします。

自己情報の取扱いの是正に係る処理方針

「校長が行った調査によって把握した個人情報を破棄すること」について

- 1 県教育委員会（以下「県教委」という。）は、是正の申出を行った教員の所属する学校に対して、当該教員の「個人情報」の取扱いについて調査したところ、該当する可能性のあるものとして、「国歌斉唱時における起立不起立についての校内アンケート」及び「校長が不起立教員を確認・指導したときのメモ」を特定の上、当該アンケート及びメモが存在するかどうか確認した。
- 2 「国歌斉唱時における起立不起立についての校内アンケート」は、1校で実施されていたが、申出人がアンケートを校長に提出していないことから、申出人に関する情報は存在しないことを確認した。
- 3 「校長が不起立教員を確認・指導したときのメモ」については、氏名と質疑等が記載されたメモが3校で作成されており、現存することを確認した。しかしながら、いずれも県教委への不起立者の人数を報告するにあたって校長または教頭が個人的に作成し、保存しているメモであって、組織共用文書ではなく、したがって、行政文書ではないことを確認した。よって、廃棄等の格別の是正の手続きはとらないものとする。

「県教委が調査を中止し今後の入学式・卒業式において同様の調査を行わないこと」について

- 1 県教委は、是正の申出のあった「入学式・卒業式における同様の調査」とは、県教委からの通知「平成16年度卒業式及び平成17年度入学式に係るアンケート調査の実施について」に基づき、各高校が実施した平成16年度卒業式における国歌斉唱時の教員の起立・不起立について、校長がその状況を確認し、不起立者に対してはその指導も含め、再度本人に事実を確認したことを指すと考え、それについて検討した。
- 2 文部科学省は、平成16年10月29日「特別活動実施状況調査」において、「国旗掲揚及び国歌斉唱についての実施状況」の回答を求めている。また、平成16年9月の定例会で県民の意志の表れである県議会で採決された請願では、卒業式・入学式を適正に実施し、県教委はその実態調査を行い、県民に公表すること等を求めている。県教委としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条に規定する教育課程に関する事務の管理執行の権限に基づき、学習指導要領に則って、特別活動に位置づけられている儀式的行事である卒業式等が適切に実施されているかを調査する必要がある。
- 3 教職員は、生徒に厳粛な儀式的行事にふさわしい態度や行動を理解させ、指導する立場にある。同時に、校長が、国歌斉唱時の教員の起立不起立について確認し、不起立者の指導を行うことは、国の定めた学習指導要領に則り、儀式的行事である卒業式や入学式においてその趣旨を徹底するために必要なことである。そのために、校長が不起立の事実確認を行うとともに、不起立であった教職員へ指導を行うことは、正当な事業の実施のために行われるものであることから、今後も調査を続けることとし、格別の是正の手続きはとらないものとする。

自己情報の取扱いの是正に係る調査報告

高校教育課

「校長が行った調査によって把握した個人情報を破棄すること」について

1 是正の申出に基づき調査した内容について

是正の申出のあった個人情報の存在を確認するため、該当校4校の校長に電話により「平成16年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱状況調査」における「国歌斉唱時の教員の起立不起立の確認」及び「不起立教員への指導」の際の申出人の個人情報の取扱いについて調査を行った。

2 調査結果について

- (1) 式当日の不起立者の確認は、目視により行われたため、個人情報は取扱っていない。また、不起立者への事実確認は、校長による当該教員への聞き取りが3校、教員への「アンケート（記名式）」によるものが1校であった。
- (2) アンケートは、氏名を記入するほか、「国歌斉唱時に起立」の項目で「した」「しなかった」「係りとして別の場所にいた」のいずれかに を付するものであったが、申出人に関する情報は本人が校長へアンケートを提出しなかったため、存在しないことを確認した。
- (3) 校長が、不起立教員に対して不起立の事実を確認し、指導した際のメモは3校で作成されており、教員の氏名と指導した際の質疑等が記載され、いずれも校長が個人的に保管し、現存していることを確認した。

3 是正の申出に対する処理方針

是正の申出の対象となる個人情報は、2(3)の校長が不起立教員に対して不起立の事実確認及び指導をした際の校長のメモが考えられるが、このメモは校長が不起立の教員の人数を県教委へ報告する際の下資料として作成したものであり、校長が個人的に作成し、保管しているものである。

したがって、当該メモは、県教委への報告の際の校長の下資料であり、また、組織的に共用するために保存されていた文書ではないことから、行政文書ではなく、このメモをもって学校が当該個人情報を収集したとは考えていない。このことから、当該メモは廃棄等の是正措置はしない。

「県教委が調査を中止し今後の入学式・卒業式において同様の調査を行わないこと」について

1 是正の申出に基づき調査した内容について

「平成16年度卒業式及び平成17年度入学式に係るアンケート調査の実施について」に基づき、平成16年度卒業式における国歌斉唱時の教員の起立・不起立について校長がその状況を確認し、不起立者に対してはその指導も含め再度本人から事実確認したことについて調査した。

2 調査結果について

- (1) 平成16年度卒業式において、国歌斉唱時の教員の起立不起立について校長が確認し、不起立者の指導を行ったのは、次の経過によるものである。
 - ・ 「特別活動実施状況調査（平成16年10月29日文科省通知）」において、県教委は「国旗掲揚及び国歌斉唱についての実施状況」を回答するよう求められる。
同調査は「現行学習指導要領に基づく教育課程の下での特別活動の実施状況を調査し、今後の特別活動の推進の参考に供するとともに、教育課程の運用の改善に資する」ことを目的とするものである。
 - ・ 平成16年9月定例会において、県民の意志の表れである県議会でも、「入学式・卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導の徹底についての請願」が採択される。

その中で、「入学式・卒業式は儀式的行事であることを踏まえ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行う。」「教職員は、式典会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」「神奈川県教育委員会は、実施要領に基づく実態調査を行い、県民に公表すること。」などを求めている。

- ・ 「入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導について（平成 16 年 11 月 30 日教育長通知）」を各県立学校長に通知。

「入学式及び卒業式は儀式的行事であることを踏まえた形態とし、実施にあたっては教員全員の業務分担を明確に定め、国旗は式場正面に掲げるとともに、国歌の斉唱は式次第に位置づけ、斉唱時に教員は起立し、厳粛かつ清新な雰囲気の中で式が行われる」よう求める。

- ・ 「平成 16 年度卒業式及び平成 17 年度入学式に係るアンケート調査の実施について（平成 17 年 2 月 10 日高校教育課長通知）」を各県立高等学校長に通知。
- ・ 平成 17 年 3 月（卒業式後）

通知に基づいて、各県立高等学校で「平成 16 年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱状況調査」を実施し、校長がその結果と不起立者の指導について高校教育課に報告。

- (2) これらの経過からもわかるとおり、「学習指導要領」(第 4 章「特別活動」)に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあることから、教職員は生徒に厳粛な儀式的行事にふさわしい態度や行動を理解させ指導する立場にある。よって、当該調査は「学校教育法」第 28 条に「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」とあることによるものであり、国の定めた「学習指導要領」に則り、儀式的行事である卒業式や入学式においてその趣旨を徹底させるために必要なことであることから、正当な事業の実施のためにほかならない。

3 是正の申出に対する処理方針について

文部科学省は各都道府県及び政令指定都市教育委員会に対して、学習指導要領の趣旨を徹底させるために「特別活動実施状況調査」において「国旗掲揚及び国歌斉唱についての実施状況」の回答を求めている。また、県民の意志の表れである県議会でも請願が採択され、卒業式や入学式の実態調査を行い、県民に公表すること等を求めている。県教委においても「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条に規定する教育課程に関する事務の管理執行の権限に基づき、学習指導要領に則って、特別活動に位置づけられている儀式的行事である卒業式等が適切に実施されているか調査する必要がある。このことから、本件調査は正当な事業の実施のために必要なものであるため、中止することはできないものであり、本件取扱いの是正の申出については、是正する必要性はないものと判断し、格別の是正の手続はとらないものとする。

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

自己情報の取扱いの是正の申出に係る処理について（答申）

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年条例第30号）附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる神奈川県個人情報保護条例（平成2年条例第6号）第26条第5項の規定に基づき、平成17年6月30日付けで諮問のありました県立高等学校入学式及び卒業式の国歌斉唱時における個人情報の取扱いの件（案件第5号）について、次のとおり答申します。

1 審議会の意見

貴委員会の調査に基づく「格別の是正の手続きはとらないものとする」との結論は、適当なものと認められる。

2 理由

(1) 申出者は、申出者が所属する高等学校（以下「本件高校」という。）の校長又は教頭が、本件高校における平成16年度卒業式において申出者が国歌斉唱時に起立したか否かを口頭又は記名式アンケートによって調査し、申出者の思想及び信条に関する個人情報を不適正に取り扱った旨主張し、次に掲げる内容の是正を求めている。

ア 国歌斉唱時に起立したか否かの調査を直ちに中止し、今後の入学式及び卒業式で同様の調査を行わないこと。

イ 既に把握した個人情報を速やかに廃棄すること。

(2) 当審議会において、教育委員会の「自己情報の取扱いの是正に係る調査報告」及び教育委員会の説明に基づいて審議した結果、次の事実が認められた。

ア 高校教育課長が行った調査（平成17年2月10日付け「平成16年度卒業式及び平成17年度入学式に係るアンケート調査の実施について」（以下「本件調査文書」という。））に対して回答するため、本件高校のうち1校の校長が、記名式アンケートにより申出者の起立不起立を確認しようとしたが、当該アンケートは回答が任意であったことから、申出者が回答しなかったため、当該校長は、当該アンケートにより申出者に関する個人情報を収集していなかったこと。

イ 本件高校のうち、3校の校長又は教頭が、目視によって不起立を確認し、指導した際のメモが現存しているが、当該メモは、当該校長又は教頭が個人的に作成し管理しているメモであり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、実施機関が管理しているもの（以下「行政文書等」という。）ではないこと。

ウ 教育委員会は、本件調査文書に基づき、本件高校の校長から国歌斉唱時における不起立者の人数の報告を受けたが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の収集は行っており、個人情報の収集は認められないこと。

(3) 申出者は、(1)アのとおり、調査を直ちに中止することを求めているが、教育委員会は、(2)ア及びウのとおり、申出者の個人情報を収集していないことが認められる。

また、申出者は、今後、同様の調査を行わないことを求めているが、自己情報の取扱いの是正の申出は、将来の不適正な取扱いを対象とするものではない。

(4) 申出者は、(1)イのとおり、教育委員会が既に把握した個人情報を廃棄することを求めているが、(2)イのとおり、教育委員会は申出者に関する個人情報を記録した行政文書等を保有していないことから、廃棄すべき個人情報は存在しない。

(5) 以上のことから、本件諮問事案について、申出者が主張する不適正な個人情報の取扱いを是正する対象となる個人情報を収集していないので、申出者の主張は認められない。

3 附言

教育委員会は、今後、学校において個人情報に係る調査をするような場合には、神奈川県個人情報保護条例の規定に違反することがないように、十分に留意する必要がある。

4 処理経過

当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審議会開催年月日	審議会の処理経過
平成17年6月30日	本件諮問書受理 〔平成17年3月28日及び31日〕 〔本件是正の申出書、諮問庁受理〕
7月14日	審議(第75回県保有部会)
9月8日	審議〔第76回県保有部会〕 答申〔第62回全体会〕

(6) 条例第 1 0 条に基づくオンライン結合の制限

情公第 1 0 号

平成 1 7 年 9 月 1 日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【知事】

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	個別	案件番号	14
所管室課所名	法務文書課			
主管室課名	法務文書課			
事務の名称	神奈川県公報発行事務			
事務の目的	県の条例、規則等を公布し、法令等により義務付けられている公表事項を公表するため。			
オンライン結合の内容	紙媒体による公報の内容をPDFファイル化し、県のホームページに掲載することにより、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。			
対象となる個人の類型	神奈川県公報に登載される個人			
提供する個人情報項目名	「神奈川県公報インターネット公開における個人情報一覧」参照			
提供の相手方	インターネット利用者			

個情審議第187号
平成17年9月8日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年9月1日付け情公第10号をもって諮問のありました「神奈川県公報発行事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(7) 条例第 1 0 条に基づくオンライン結合の制限

神議第 5 9 号
平成 1 7 年 1 1 月 1 日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県議会議長 牧島 功

本会議録等に関する神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン
結合による提供について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオ
ンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問します。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【議会】

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

		区分	個別	案件番号	3
所管室課所名	議会事務局議事課、調査課				
主管室課名	調査課				
事務の名称	議会検索システムに関する事務				
事務の目的	インターネットによる議会会議録検索システムの公開				
オンライン結合の内容	本会議録、予算委員会記録、決算特別委員会記録を議会会議録検索システムに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。				
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議録、予算委員会記録における行政当局出席者の職・氏名 ・決算特別委員会記録における行政当局出席者の職名 ・本会議録に記載されている請願者の住所・氏名 ・本会議、予算委員会、決算特別委員会での議員の発言等に含まれる第三者の個人情報 				
提供する個人情報の項目名	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議録、予算委員会記録における行政当局出席者の職・氏名 ・決算特別委員会記録における行政当局出席者の職名 ・本会議、予算委員会、決算特別委員会での議員の発言等に含まれる第三者の個人情報 				
提供の相手先	インターネット利用者				

個人情報審議第188号
平成17年11月10日

神奈川県議会議長 牧島 功 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年11月1日付け神議第59号をもって諮問のありました「議会検索システムに関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(8) 条例第 1 0 条に基づくオンライン結合の制限

神議第 6 0 号
平成 1 7 年 1 1 月 1 日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県議会議長 牧島 功

インターネット議会中継に関する神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条の規定に
基づくオンライン結合による提供について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による提供について御審議していただきたく諮問します。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【議会】

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

		区分	個別	案件番号	4
所管室課所名	議会事務局調査課				
主管室課名	調査課				
事務の名称	インターネット議会中継に関する事務				
事務の目的	インターネットによる定例会本会議のライブ中継及び録画放送				
オンライン結合の内容	定例会本会議の様態を開始から終了まで県議会ホームページでライブ中継した映像を録画で放送することにより、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。				
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会本会議における行政当局出席者 ・ 議員の質問又は当局の答弁などに含まれる議員、職員以外の不特定の第三者 				
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像中に含まれる行政当局出席者の肖像 ・ 映像中に含まれる行政当局出席者のうち答弁者の役職・氏名などの音声 ・ 映像中に含まれる議員の質問又は当局の答弁などで発言される議員、職員以外の不特定の第三者の個人情報の音声 				
提供の相手先	インターネット利用者				

個人情報審議第189号
平成17年11月10日

神奈川県議会議長 牧島 功 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成17年11月1日付け神議第60号をもって諮問のありました「インターネット議会中継に関する事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(9) 条例第 6 条に基づく取扱いの制限、条例第 8 条に基づく本人外収集及び本人通知の省略の制限

平成 17 年 11 月 10 日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県公安委員会

公安委員会の保有する神奈川県個人情報保護条例第 6 条に定める取扱い制限事項に係る個人情報の取扱い並びに同条例第 8 条に定める本人外収集及び本人通知の省略について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例(平成 17 年神奈川県条例第 81 号)附則第 2 項の規定に基づき別添事案について御審議いただきたく諮問いたします。

個人情報保護審議会既存類型諮問案件一覧

公安委員会

取扱制限の適用除外事項(類型)

番号	類型	類型の細区分	主管課	事務の名称	個人の類型	個人情報記録
1	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の陳情、要望等	公安委員会	苦情取扱事務	申出人	苦情・要望受理票

本人外収集の制限の適用除外事項(類型)

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型	個人情報記録
8	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合	公安委員会	苦情取扱事務	関係者	苦情・要望受理票

本人外収集の本人通知の省略(類型)

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型	個人情報記録
2	第三者に相談者本人等が知らせたくないと考えた情報を知らせることになるとともに事務の円滑な実施を困難にする場合	公安委員会	苦情取扱事務	関係者	苦情・要望受理票

神奈川県公安委員会 殿

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

公安委員会の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成17年11月10日付けをもって諮問のありました神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条に規定する思想、信条等の取扱いの制限並びに条例第8条に規定する本人以外の収集に関する制限及び本人通知の省略については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、今後の事務又は事業における公安委員会が保有する個人情報の取扱いに当たっては、自己情報のコントロール権が実質的に保障され、公正で民主的な県政の推進が図られるよう特に次の点に配慮することを希望します。

- 1 条例第6条の規定により制限される個人情報以外にも公安委員会の取り扱う個人情報には、少年法の規定する保護処分に係る情報等慎重な取扱いを要するいわゆるセンシティブな情報が認められることから、これらの情報の取扱いに当たっては、より慎重に行うこと。
- 2 類型により諮問された事項に該当する事案については、例示された事務以外であっても、今後、本審議会への諮問を要しないものであるが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重な対応を心掛けること。

- (10) 条例第6条に基づく取扱いの制限、条例第8条に基づく本人外収集及び本人通知の省略の制限、条例第9条に基づく個人情報の目的外提供及び本人通知の省略の制限並びに条例第10条に基づくオンライン結合の制限

平成17年11月10日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県警察本部長

警察本部長の保有する神奈川県個人情報保護条例第6条に定める取扱い制限事項に係る個人情報の取扱い、同条例第8条に定める本人外収集及び本人通知の省略、同条例第9条に定める目的外利用・提供及び本人通知の省略並びに同条例第10条に定めるオンライン結合による提供について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例(平成17年神奈川県条例第81号)附則第2項の規定に基づき別添事案について御審議いただきたく諮問いたします。

個人情報保護審議会既存類型諮問案件一覧

警察本部長

取扱制限の適用除外事項(類型) ~ 7

番号	類型	類型の細区分	主管課	事務の名称	個人の類型	個人情報記録
1	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の相談事務	広報県民課	警察相談事務	相談者・申出者	警察相談受理・処理票
			監察官室	監察相談事務	申告者	監察苦情受理票
		各種の陳情、要望等	総務課	苦情取扱事務	申出人	苦情・要望受理票
			総務課	要望陳情受理事務	投書者	要望陳情受理簿
			監察官室	訟務事務	訴訟当事者・関係人	訴状、準備書面等
監察官室	不服申立事務	不服申立人	審査請求書			
2	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を取り扱う場合	警務課	警察職員採用試験事務	受験者	論・作文答案	
		警務課	警察官昇任試験事務	受験者	論文答案	
3	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の犯罪歴を取り扱う場合	交通総務課	警察庁長官連名表彰上申事務	候補者	被表彰候補者調査票	
		交通総務課	管区局長連名表彰上申事務	候補者	被表彰候補者推薦書	
4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合	総務課	県議会事務	県議会議員	議員一覧	
		教養課	機関誌編集事務	講演者	警友誌校正紙	
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱い制限事項の思想、信条に該当する個人情報を取り扱う場合	総務課	県議会事務	県議会議員	議員一覧	
6	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため宗教に関する個人情報を取り扱う場合	施設課	警察施設用地取得事務	土地所有者	取得予定調書	

7	国際交流に資するため海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため宗教に関する個人情報を取り扱う場合	警務課	国際協力事務	研修生	研修生一覧
---	--	-----	--------	-----	-------

本人外収集の制限の適用除外事項(類型) ~ 1 1

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型	個人情報記録
1	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合	監察官室	警察本部長等表彰事務	候補者	総合監察優良警察職員表彰者上申書
		生安総務課	防犯功労者及び防犯功労団体表彰事務	被表彰者	防犯功労者推薦書
2	(団体等の指導等) 団体又は事業を営む個人(以下「団体等」という。)に対する指導等を行うため、指導等に必要範囲で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	生安総務課	防犯団体に対する指導育成事務	役員・委員	防犯指導員連絡協議会名簿等
		外事課	来日外国人犯罪対策等協議会事務	会員	協議会等名簿
3	(補助金等の算定) 団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	会計課	県の支出事務	関係者	執行伺票
4	(附属機関等の委員の選任) 附属機関、懇話会等の委員を選任するため、当該附属機関、懇話会等の運営に必要な範囲内で、委員候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合	総務課	警察署協議会委員委嘱事務	候補者	警察署協議会委員候補者推薦書
		交通総務課	地域交通安全活動推進委員事務	被推薦者	推薦書
		少年育成課	少年指導委員委嘱事務	被推薦者	推薦書

5	(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を市町村その他の団体から収集する場合	少年育成課	少年警察ボランティア委嘱事務	被推薦者	推薦書
		警務課	被害者対策推進事務	民間カウンセラーの候補者	推薦書
6	(助言者等の人選) 特定の事項について助言、指導、説明等を受けるため、助言者等の人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合	教養課	倫理教養事務	部外講師	調査票
7	(相談) 各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合	広報県民課	警察相談事務	関係者	警察相談受理・処理票
		監察官室	監察相談事務	関係者	監察苦情受理票
8	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合	総務課	苦情取扱事務	関係者	苦情・要望受理票
		総務課	要望陳情受理事務	関係者	要望陳情受理簿
9	(意見、主張、見解等) 県民等から電話、手紙等により又は会議等の場で口頭で、意見、主張、見解等の表明を受けるに際して、当該県民等以外の個人情報を当該県民等から収集する場合	監察官室	訟務事務	関係者	訴状、準備書面等
		監察官室	不服申立事務	関係者	審査請求書
10	(所在確認等) 本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する場合	生安総務課	家出人発見活動事務	家出人	家出人捜索願受理表
		生安総務課	保護事務	要保護者	保護カード
11	(参考資料の収集) 県の他の機関、国、他の都道府県、市町村その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	警務課	公益法人監督事務	監査実施者	外部監査の結果に関する報告
		生活経済課	関係機関等協議会事務	協議会委員	神奈川県建築物安全安心推進協議会委員名簿等
		交通規制課	交通政策事務	会議委員	交通政策検討会議委員名簿

本人外収集の本人通知の省略(類型) ~ 4

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型	個人情報記録
1	事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合	監察官室	警察本部長等表彰事務	候補者	総合監察優良警察職員表彰者上申書
		生安総務課	防犯功労者及び防犯功労団体表彰事務	被表彰者	防犯功労者推薦書
2	第三者に相談者本人等が知らせたくないとする情報を知らせることになるとともに事務の円滑な実施を困難にする場合	広報県民課	警察相談事務	関係者	警察相談受理・処理票
		監察官室	監察相談事務	関係者	監察苦情受理票
3	通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合	交通規制課	交通政策事務	会議委員	交通政策検討会議委員名簿
4	事務又は事業の性質上本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合	警務課	公益法人監督事務	監査実施者	外部監査の結果に関する報告

目的外利用・提供の制限の適用除外事項(類型) ~ 7

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型	利用・提供の項目、利用先の事務例
1	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	刑事総務課	犯罪捜査等事務	関係者	被疑者の氏名、事件の概要等

2	<p>法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	刑事総務課	犯罪捜査等事務	関係者	被疑者の氏名、事件の概要等
3	<p>行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	刑事総務課	<p>犯罪捜査等事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力援助災害給付制度事務(警務課) ・ 公務災害、通勤災害認定事務(警務課) ・ 犯罪被害給付事務(警務課) ・ 職員の処分に関する事務(監察官室) 	関係者	被疑者の氏名、事件の概要等
4	<p>実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用し、又は提供する場合(条例施行前に収集した個人情報に限る。)</p> <p>ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>	総務課	警察官友の会事務	会員	<p>会員の住所、氏名、職業、地位</p> <p>・ 武道始式事務(教養課)</p>
5	<p>講師、委員等の人選のため、当該実施機関が利用し、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する場合(条例施行前に収集した個人情報に限る。)</p> <p>ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。</p>	交通総務課	交通安全対策事務	関係者	<p>候補者の氏名、生年月日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署協議会委員委嘱事務(総務課) ・ 地域交通安全活動推進委員委嘱事務(交通総務課)

6	<p>統計作成の資料として当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合</p> <p>ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受ける者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。</p>	刑事総務課	犯罪捜査等事務	関係者	被疑者の氏名、事件の概要等 ・犯罪統計事務 (刑事総務課)
7	<p>報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合</p> <p>ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせること</p> <p>が本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	広報県民課	広報用写真・イラストコンクール開催事務	入賞者	所属、階級、氏名等
		広報県民課	広報事務	事件関係者等	住所、氏名、職業、事件概要等
		監察官室	警察庁・管区警察局表彰事務	被表彰者	所属、氏名、年齢、住所、職業、功績等
		監察官室	職員の処分に関する事務	被処分者	氏名、罪名、規律違反の内容、処分結果等
		災害対策課	風水害対策事務	避難者等	氏名、水害の状況、避難の状況等
		災害対策課	大震災対策事務	避難者等	氏名、災害の概要、避難の状況等

目的外利用・提供の本人通知の省略(類型) ~ 4

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型	利用・提供の項目、利用先の事務例
1	<p>事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合</p>	刑事総務課	犯罪捜査等事務	関係者	被疑者の氏名、事件の概要等
		交通総務課	交通安全対策事務	関係者	候補者の氏名、生年月日等
2	<p>他人に知らせたくないと考える情報を含むものでないことが明らかである場合</p>	広報県民課	広報用写真・イラストコンクール開催事務	入賞者	所属、階級、氏名等
		監察官室	警察庁・管区警察局表彰事務	被表彰者	所属、氏名、年齢、住所、職業、功績等

3	通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合	広報県民課	広報事務	事件関係者等	住所、氏名、職業、事件概要等
		災害対策課	風水害対策事務	避難者等	氏名、水害の状況、避難の状況等
		災害対策課	大震災対策事務	避難者等	氏名、災害の概要、避難の状況等
4	事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合	総務課	警察官友の会事務	会員	会員の住所、氏名、職業、地位 ・武道始式事務 (教養課)
		刑事総務課	犯罪捜査等事務	関係者	被疑者の氏名、事件の概要等 ・協力援助災害給付制度事務 (警務課)等

オンライン結合による個人情報の提供の制限の解除(類型) ~ 1

番号	類型	主管課	事務の名称	個人の類型
7	インターネット等を活用して県民に対して行政情報の提供を行う場合 ただし、次の要件に該当する場合に限る。 (1) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択できること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。 (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。	総務課	公安委員会事務	公安委員
		広報県民課	警察署協議会運営事務	協議会委員

個人情報保護審議会新規諮問案件一覧

警察本部長

諮問種別	事務の名称		対象となる個人の類型	理由	
類	第6条 取扱制限	附置機関等の委員を委嘱及び解嘱する事務	附置機関等の委員	少年指導委員、地域交通安全活動推進委員、警察署協議会委員の委嘱、解嘱にあたり委員の犯罪歴を取り扱う場合がある。	
		表彰・賞揚事務	表彰・賞揚対象事案の被疑者	犯罪の捜査等に功労があった警察職員に対する表彰及び賞揚又は犯罪の捜査等に関する協力を行い功労があった部外の者に対する表彰を行う場合に、功労の内容を正確に把握する必要があることから被疑者の犯罪歴を取り扱う場合がある。	
	第9条 目的外の利用	利用元事務 交通事故事件関係事務	利用先事務 報償金贈与事務	交通事故の負傷者、救護者、被疑者等	交通事故による負傷者の救護者に対する報償金を贈与する場合に、贈与対象者及び報償金額を適正に決定するため、人身交通事故の捜査や負傷者の救護のために収集した個人情報を利用する場合がある。
		犯罪の予防、犯罪の捜査等の事務	取材対応事務 表彰、賞揚、処分対象事案活動事務	被疑者、被害者等取材対象者 表彰・賞揚・処分対象事案の被疑者、被害者、関係者等	犯罪の捜査等警察業務全般を通じて、それぞれの事務の目的で収集した個人情報を、報道機関の取材、要請に応じて広報事務として利用する。 職員に対する表彰・賞揚又は部外者に対する表彰を行う場合に、犯罪の捜査等それぞれの事務の目的で収集した個人情報を利用する場合がある。 また、職員の処分を行うにあたり、処分を適正に行うため犯罪の捜査等それぞれの目的で収集した個人情報を利用する場合がある。
個別	第6条 取扱制限	広報事務	事件関係者	報道機関に対して、発生した事件事故等の発表を行うに際し、特定の政治団体や宗教法人を背景にして敢行された事案における被疑者の逮捕や、常習累犯窃盗被疑者・連続性犯罪被疑者等の逮捕等を発表又は報道機関の取材に応じて提供するような場合など、被疑者の思想、信条、宗教又は犯罪歴を取り扱う場合がある。	
		職員の処分に関する事務	事件関係者	警察職員が関係する犯罪に起因して、当該職員の処分を行うにあたり、その処分を適正に行うため事件関係者の犯罪歴を取り扱う必要がある。	
	第8条 本人外収集	職員の任免等に関する事務	所属職員、配偶者、子供、親類等	職員本人が申告したくない情報、本人にとって不利益となる情報も含めて収集し、職員の適正な勤務環境等を把握する。	
	第10条 オンライン結合	重要指名手配被疑者公開事務	公開捜査を行う重要指名手配被疑者	重要指名手配被疑者名簿の中から、公開捜査の要件を満たした重要指名手配被疑者について、神奈川県警察ホームページに氏名、年齢等を掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。	

神奈川県警察本部長 殿

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

警察本部長の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成17年11月10日付けをもって諮問のありました神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条に規定する思想、信条等の取扱いの制限、条例第8条に規定する本人以外の収集に関する制限及び本人通知の省略、条例第9条に規定する目的外の利用又は提供に関する制限及び本人通知の省略並びに条例第10条に規定するオンライン結合による提供に関する制限については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、今後の事務又は事業における警察本部長が保有する個人情報の取扱いに当たっては、自己情報のコントロール権が実質的に保障され、公正で民主的な県政の推進が図られるよう特に次の点に配慮することを希望します。

- 1 条例第6条の規定により制限される個人情報以外にも警察本部長の取り扱う個人情報には、少年法の規定する保護処分に係る情報等慎重な取扱いを要するいわゆるセンシティブな情報が認められることから、これらの情報の取扱いに当たっては、より慎重に行うこと。
- 2 類型により諮問された事項のうち、条例第9条第1項第4号の規定による目的外の利用又は提供に関するものについては、次の諸点に留意すること。
 - (1) 各類型は、いずれも法令の規定により個人情報の利用又は提供の制限されている場合を除くこと。
 - (2) 各類型は、個人情報を利用又は提供する権限を与える意味を有しないこと。
 - (3) 各類型は、個人情報を利用又は提供する義務を課する意味を有しないこと。
 - (4) 各類型に該当して利用する個人情報は、必要最小限とすること。
- 3 類型により諮問された事項に該当する事案については、例示された事務以外であっても、今後、本審議会への諮問を要しないものであるが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重な対応を心掛けること。
- 4 新たな類型により諮問された事項のうち、交通事故事件関係事務及び犯罪の予防、犯罪の捜査等の事務により収集した個人情報を利用するものについては、次の諸点に留意すること。
 - (1) 報道機関の取材、要請に応じて提供、発表するための利用については、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等、一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。
 - (2) 表彰、賞揚又は処分を行うための利用については、表彰、賞揚又は処分を行うために必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を利用しなければ表彰、賞揚又は処分を行うことが困難な場合であり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を利用する目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合に限ること。

(11) 条例第9条に基づく目的外提供の制限

情公第17号

平成17年12月13日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第9条の規定に基づく個人情報の目的外提供について（諮問）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、別添案件に係る個人情報の目的がい提供について、義審議いただきたいので諮問いたします。

* 議会、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会から同様の諮問が一括してなされています。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【知事】

(第3号様式)

条例第9条第1項第4号の規定に係る目的外利用・提供該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	類型	案件番号	30
所管室課所名	各室課所			
主管室課名	情報公開課			
事務の名称	警察への情報提供に関する事務			
事務の根拠法令等				
事務の目的	保有する情報を、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために提供する。			
対象となる個人の類型	すべての個人(注)			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	すべての個人情報(注)			
利用・提供の相手方	公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会、警視総監及び他の道府県警察本部長			
<p>利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)</p> <p>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、条例上、公安委員会及び警察本部長が本人以外から収集することができることとされている場合等、警察が本人以外から収集する場合に対応して提供する必要性があるため。</p>				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p>する しない</p> <p>(しない理由) 犯罪の予防等の目的で警察に提供する個人情報については、事件の被疑者等に通知されることにより証拠隠滅が図られるおそれ等があることから、本人通知の省略に関する既存の類型答申「事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合」に該当するものと考えられるため。</p>				

注：教育委員会にあっては、県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報を除く。

平成18年1月12日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼子 仁

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第1項第4号の規定に基づき、平成17年12月13日付け情公第17号をもって諮問のありました「警察への情報提供に関する事務」に係る個人情報の目的外提供については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、今回諮問された事項に該当する事案については、今後、類型として取り扱うので、本審議会への諮問を要しないものですが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重な対応を心掛けるものとします。

- 1 本類型による提供は、実施機関が、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会、警視総監及び他の道府県警察本部長が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限ること。
- 2 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会、警視総監及び他の道府県警察本部長に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。
- 3 本類型は、法令の規定により個人情報の提供が制限されている場合を除くこと。
- 4 本類型は、実施機関に個人情報を提供する権限を与える意味を有しないこと。
- 5 本類型は、実施機関に個人情報を提供する義務を課する意味を有しないこと。
- 6 本類型により提供する個人情報は、必要最小限とすること。

* 議会、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に同様の答申を一括して行っています。

(12) 条例第10条に基づくオンライン結合の制限

情公第29号
平成18年3月9日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 松沢 成文

知事が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例第10条の
規定に基づくオンライン結合による提供について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、別添事案に係る
オンライン結合による提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【知事】

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	個別	案件番号	15
所管室課所名	地域保健福祉課			
主管室課名	地域保健福祉課			
事務の名称	神奈川県介護支援専門員名簿登録事務			
事務の目的	介護支援専門員の情報を「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」に登録し、国及び都道府県で介護支援専門員の情報を共有する。			
オンライン結合の内容	「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」で構築されるサーバに保有される介護支援専門員の個人情報を、国及び都道府県をネットワークで結び、都道府県間において介護支援専門員の登録削除状況や研修受講状況などの情報を共有する。			
対象となる個人の類型	神奈川県介護支援専門員名簿に登録されている介護支援専門員			
提供する個人情報項目名	別添「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムにおける情報項目」のとおり			
提供の相手先	国、都道府県			

個人情報審議第206号
平成18年3月17日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

知事の保有する個人情報のオンライン結合による提供に関する意見に
ついて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成18年3月9日付け情公第29号をもって諮問のありました「神奈川県介護支援専門員名簿登録事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(13) 条例第9条に基づく目的外提供の制限

総第277号
平成18年3月9日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁

神奈川県教育委員会が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護
条例第9条の規定に基づく個人情報の目的外提供について（諮問）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、別添案件に係る個人情報の目的
外提供について、御審議いただきたいので諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【教育委員会】

(第3号様式)

条例第9条第1項第4号の規定に係る目的外利用・提供該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	類型	案件番号	9
所管室課所名	県立高等学校、盲・ろう・養護学校、子ども教育支援課及び高校教育課			
主管室課名	総務課			
事務の名称	警察への情報提供に関する事務			
事務の根拠法令等				
事務の目的	保有する情報を、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために提供する。			
対象となる個人の類型	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報(教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問された目的外利用・提供該当案件に係るものを除く)			
利用・提供の相手方	公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会、警視総監及び他の道府県警察本部長			
<p>利用・提供の理由(利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等)</p> <p>犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、条例上、公安委員会及び警察本部長が本人以外から収集することができる場合等、警察が本人以外から収集する場合に対応して提供する必要性があるため。</p>				
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p>する しない</p> <p>(しない理由) 犯罪の予防等の目的で警察に提供する個人情報については、事件の被疑者等に通知されることにより証拠隠滅が図られるおそれ等があることから、本人通知の省略に関する既存の類型答申「事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合」に該当するものと考えられるため。</p>				

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

教育委員会の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第1項第4号の規定に基づき、平成18年3月9日付け総第277号をもって諮問のありました「警察への情報提供に関する事務」に係る個人情報の目的外提供については、審議の結果、次の点に留意することを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、今回諮問された事項に該当する事案については、今後、類型として取り扱うので、本審議会への諮問を要しないものですが、類型への該当について判断のつきがたい事案、類型に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に報告する等慎重な対応を心掛けるものとします。

- 1 本類型により提供する個人情報には、教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった個人情報の目的外提供に該当するものを含まないこと。
- 2 前項の諮問に対する答申があった場合は、同項中「教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった」とあるのは、「平成 年 月 日付け個情審議第 号をもって答申した」と読み替えるものとする。
- 3 本類型による提供は、実施機関が、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会、警視総監及び他の道府県警察本部長が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限ること。
- 4 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会、警視総監及び他の道府県警察本部長に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。
- 5 本類型は、法令の規定により個人情報の提供が制限されている場合を除くこと。
- 6 本類型は、実施機関に個人情報を提供する権限を与える意味を有しないこと。
- 7 本類型は、実施機関に個人情報を提供する義務を課する意味を有しないこと。
- 8 本類型により提供する個人情報は、必要最小限とすること。

(14) 条例第9条に基づく目的外提供の制限

子教第277号
平成18年3月9日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁

神奈川県教育委員会が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護
条例第9条の規定に基づく個人情報の目的外提供について（諮問）

神奈川県個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく別添案件（第3号様式）に係る個人
情報の目的外提供について御審議いただきたいので、諮問します。

注：本件は、継続審議となったため、平成17年度には答申が出されていません。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項【教育委員会】

(第3号様式)

条例第9条第1項第4号の規定に係る目的外利用・提供該当案件(個人情報保護審議会諮問)

	区分	個別	案件番号	10
所管室課所名	各県立高等学校、盲・ろう・養護学校、子ども教育支援課及び高校教育課			
主管室課名	子ども教育支援課			
事務の名称	学校と警察との情報連携に係る協定書に関する措置事務			
事務の法令根拠等	学校と警察との情報連携に関する協定書			
事務の目的	児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成			
対象となる個人の類型	県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報			
目的外に利用・提供する個人情報の項目名	児童・生徒の氏名、生年月日、住所、自宅電話番号、保護者の氏名、入学・転編入学年月日、学年組、児童・生徒の違法行為に係る事実の概要、当該事案に対して学校の行った指導			
利用・提供の相手方	県警察本部及び県内に所在する警察署			
理由(目的外で提供する必要性)				
<p>本事務の趣旨は、学校と警察の協定書に基づき、学校が児童・生徒の個人情報を提供する際の取扱いを実施要領に定め、学校が児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して指導に活用することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることである。</p> <p>児童・生徒が違法行為を行い、自らの心身だけでなく他の児童・生徒の心身に大きな影響を及ぼす場合や、学校と家庭だけでは十分な対応を行うことができずに警察の有する専門的な知識が必要な場合に学校と家庭と警察がそれぞれの役割のもとで連携し、早期に効果的な方策を講じて立ち直りや犯罪被害の防止に向けた指導や支援を行い、当該児童・生徒の健全育成を図る必要がある。</p>				
条例第9条第2項の規定による本人通知				
する	しない			

(15) 条例第48条の事業者の業務登録及び第51条の登録事項の変更の申請

別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが、省略します。